

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県スポーツ推進計画2030(案)」に対する意見募集を行った結果、4名の方から計5件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。
(※本表に記載したページは修正後の計画に基づき記載しています)

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
子どもの運動習慣形成と体力の向上について	近年、猛暑の影響により小中学校では水泳や体育が中止され、休み時間に校庭へ出ることも制限される状況が増えている。その結果、子ども同士が体を動かし交流する機会が減っていると感じている。子どもの運動習慣形成と体力の向上の観点から、天候に左右されにくい室内で行えるレクリエーション活動を取り入れ、運動と交流の機会を確保していただきたい。	WEBサイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」の「運動遊びゾーン」における各種コンテンツを広く紹介し、限られた室内スペースでも楽しく、安全に運動機会が確保できる「伝承遊び」をはじめとした運動遊びの実践を、各学校や家庭において積極的に促進して参ります。
スポーツを通じた共生社会の実現について	P9「(4)スポーツを通じた共生社会の実現①障害者のスポーツ活動」とあるが、この障害者という言い方は「障がい者」の方が良いのではないか。条例は条例として、差別用語にならない表現が大切である。また、障害者スポーツについては、「パラスポーツ」と表した方が良いと考える。国の障害者スポーツ協会が、全国パラスポーツ協会と名称を変更しており、スポーツ指導員の名称も「パラスポーツ指導員」に変わった。また、栃木県障害者スポーツ大会について、「栃木県パラスポーツ大会」と名称を変更すべきと考える。障害者スポーツという表現は古いと考える。	「障害」の標記につきましては、過去に、国の障がい者制度改革推進本部において「障害」「障がい」や別の表記などの検討が行われ、賛否両論があることから結論には至っていない状況にあります。こうした中、表記を変更した場合、国と県との表記が異なることでの混乱が生じる、新しい概念や考え方ができたと受け取られるなどの可能性があることから、現在本県では、「障害」の表記を用いています。 また、「障害者スポーツ」の呼称につきましては、第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）・とちぎ障害者プラン21 2024-2028（県）において障害者スポーツという呼称を採用しており、これら国や県の計画との整合を図るため、本計画においても同様としました。
スポーツを通じた共生社会の実現について	P37「基本施策9 組織運営体制の強化」【障害者スポーツの推進に向けた取組】で記載されている栃木県障害者スポーツ地域連絡協議会の名称を変更すべきと考える。障害者スポーツは「パラスポーツ大会」と統一した方が、社会の受け入れ方が変わるのではないかと考える。	今回の御意見を踏まえ、本県のスポーツ振興を図る中で、これらの表記や呼称の在り方について引き続き検討して参ります。
自転車の安全で適正な利用について	P34 基本施策6「スポーツにおける安全・安心の確保」において、自転車の安全かつ適正な利用促進に向けた具体的な記載が見られない。 自転車に係る道路交通法が改正され、間もなく施行されることから、是非、安全への取組を記載すべきである。	御意見を踏まえ、通行ルール等の周知・広報啓発に関する内容等、具体的な取組を記載しました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
計画全体について	<p>この計画は、単なる「体力づくり」の枠を超えて、「スポーツを通じて栃木県をより幸せで活気ある場所にしよう。」という強い意志が感じられる、ワクワクする内容である。スポーツ離れの多い若い世代にも良いプランである。特に「誰もがスポーツの価値を享受できる」という理念は、健康寿命の延伸だけでなく、幸福度の向上に直結するはずである。このプランが着実に実行されることで、栃木県が全国に誇れる「スポーツ先進県」になると考える。</p>	<p>本計画に基づき、「誰もがスポーツの価値を享受できるとちぎづくり」の実現に向け、各種施策を着実に推進して参ります。</p>